

厳しい短期財政にご理解とご協力を

各都道府県の市町村職員共済組合間での掛金率の格差を是正するため、全国市町村職員共済組合連合会において財政調整・特別財政調整事業を行っており、一定の掛金率を超えた場合、同事業から交付金を受給することができます。平成14年度から、調整交付金を受け、平成15年度からは調整交付金と特別調整交付金を受給しています。これらの交付金は掛金に充当しますので、皆さんの掛金はその分軽減されることとなります。この交付金の財源は、各都道府県市町村職員共済組合の組合員の掛金と所属所の負担金、それに税金で賄われています。このため、交付金を受けると附加給付の基礎控除額を自由に設定できないという制約があります。国家公務員共済組合ではすでに基礎控除額が25,000円に引き上げられていることから、当共済組合も国からの指導でやむを得ず平成17年4月診療分から25,000円に引き上げています。

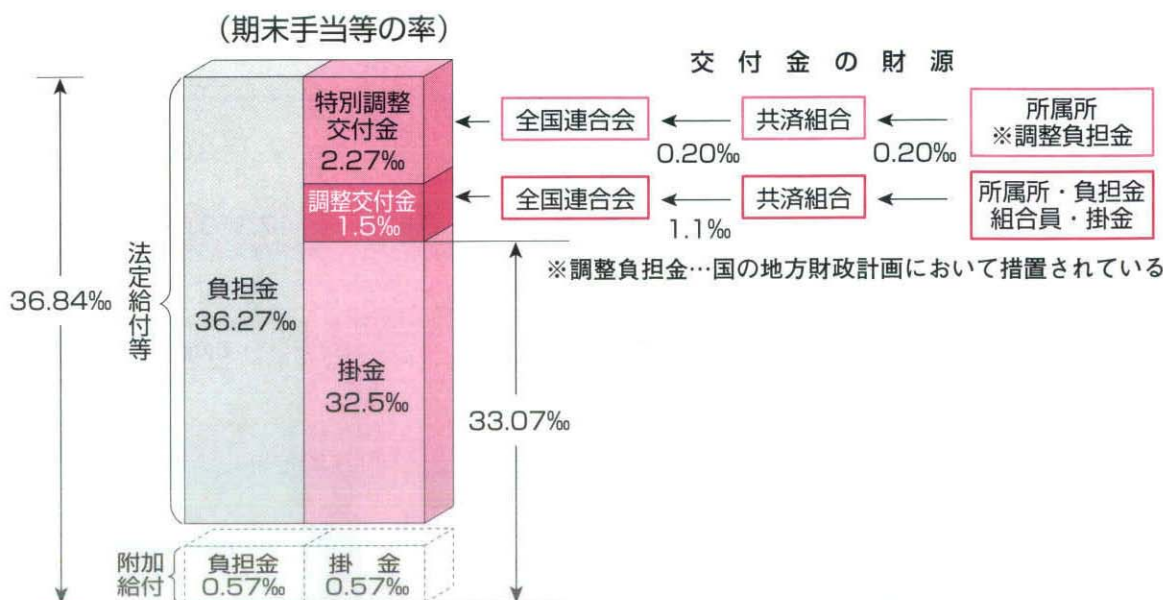
当共済組合は、被扶養者総数を組合員総数で除した扶養率が、全国の共済組合のなかで第5位、組合員1人当たりの年間医療費総額が第4位という高い順位です。被扶養者の医療費は組合員全体で負担するため、被扶養者が多く扶養率が高いと組合員の負担が重くなり、また1人当たりの医療費が高額なことや、老人保健拠出金等が短期財政を圧迫しています。皆さんも、健康に留意され医療費の節約にご協力くださるようお願いいたします。

●平成18年4月からの短期掛金・負担金率と交付金

短期掛金率

(単位：%)

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	33.07	41.3375
特別職・市町村長	33.07	33.07



法定給付等…医療費の7割、高額療養費、出産費、埋葬料、傷病手当金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等
 附加給付…家族療養費附加金、一部負担金払戻金、出産費附加金、埋葬料附加金、結婚手当金、入院附加金等